

No	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
1	○大門中野田線近隣の諸問題 ①大門中野田線における信号機の設置はいつ頃か。 ②美園陸橋の整備状況 ③中野田住宅街道路の十字路等に交通標識が無い問題(全体的に一時停止線や「止まれ」の標識等がほしい)	①信号機設置につきましては、今年度も継続して警察と協議を行う予定です。信号機が設置可能であるかも含めて時期は未定となっておりますが、引き続き警察と協議を進めてまいります。 ②美園陸橋の整備につきましては、当該陸橋に接続する都市計画道路美園2号線が本市道路整備計画に位置付けられたところです。 今後につきましては、高速道路の管理者との協議や、美園陸橋以西の道路整備の進め方の検討などが必要となり時間を要することが想定されることから、それらの進捗も踏まえ事業化の時期を見極めたいと思います。 ③一時停止線や「止まれ」の標識設置は警察の所管となります。いただいたご要望につきましては、令和7年6月11日に警察にお伝えいたしました。 【都市局 まちづくり推進部 浦和東部まちづくり事務所】
2	○産業廃棄物処理業者の件 最近代山地区内の市街化調整区域内の土地を不動産業者が買い、外国人経営の産業廃棄物処理場ができて、高い塀で囲んで大きな音をたてて作業をしております。近隣住民の方々から自治会に対して行政に要望を出してほしいと懇願されておりますのでよろしく願いいたします。 寺山自治協会同様、条例制定していただきたいと思います。 ○産業廃棄物業者への対策について 地域に外国人が経営し産業廃棄物の解体や置き場として周囲を柵で囲う(ヤード)が増えています。 昨年、地区懇談会に寺山として議題としたヤードは近くに民家がないのでトラックによる道路の損傷などの交通問題が中心でしたが、昨年末から今年にかけて民家のすぐそばにヤードができ、住民が騒音や振動の問題で困っています。 市に対しては、地域として農業委員会、産業廃棄物指導課、環境対策課等とは個別に状況をお話しさせていただいています。しかし、住民が納得できるような対策はうかがえていません。 そこで、せめて住居の近くにヤードは作らせない、作るときは厳しい制限を設ける、稼働中のヤードに対しても立ち入り検査を行う、などをしていただきたいです。 問題が多発している川口市の条例を参考に、さいたま市も条例を制定して住環境を守っていただきたいと思います。 ※問題のヤード ①別紙地図 議題No.2① ②別紙地図 議題No.2②	(1)産業廃棄物指導課では、産業廃棄物を保管するヤードについて廃棄物処理法に基づく立入検査を行い、違法行為や不適正な保管が確認された場合には、是正を指導しています。 問題のヤードとして記載されている2件について、①については、昨年度から事業者に対して産業廃棄物の不適正な保管及び処理を行わないことを指導し、現在も継続して状況確認等を行っています。また、②についても現地確認を行っており、今後は事業者への聞き取り等を行いながら、産業廃棄物の適正な処理を指導してまいります。 引き続き、産業廃棄物の不適正処理を防止するよう監視を行ってまいります。 【環境局 資源循環推進部 産業廃棄物指導課】 (2) 環境対策課では、法令に基づき工場や工事現場等の事業活動に伴う騒音・振動について、調査、指導等を行っています。 また、さいたま市生活環境の保全に関する条例では、廃棄物、原材料等を保管する屋外作業場(150㎡以上)について、騒音と振動の規制基準を設けています。 ①、②のヤードについては現地を確認し、事業者に対し騒音や振動の低減について指導しました。発生する騒音・振動でお困りのことと存じますが、引き続き事業者に指導してまいりますので、具体的な被害状況等について御連絡いただきますようお願い致します。 【環境局 環境共生部 環境対策課】 (3)条例制定については現在対応する所管がございませんが、地域に生じている課題として関係部局に投げかけを行ってまいります。 【緑区役所 区民生活部 コミュニティ課】
3	○不法投棄物の回収について 寺山地域は住居の少ない所もあり、不法投棄に悩まされています。市に対しては、不法投棄110番でお世話になっている状況です。 しかし、道路脇や市の所有地以外の民地に棄てられている物は自分でごみ収集所に出さなければならないことになっています。少量であれば対応できますが、ある程度の量がれば大変です。 そこで、不法投棄物を市道脇まで出せば市が処理していただけるようお願いしたいと思います。	民有地内に棄てられた不法投棄物の撤去については、土地の管理者に対応をお願いしているところであり、指定のごみ収集所に出していただくか、または市の清掃センターへ直接搬入(要予約)していただくようお願いします。それ以外の場所へ移動する行為は、不法投棄となってしまうおそれがありますので控えてください。 本市では、不法投棄を未然に防止するため、監視カメラの設置や監視パトロールの実施といった取組を行っておりますが、土地管理者の皆様におかれましても、土地を清潔に保つなど適正に管理することで、不法投棄されにくい環境の保全に努めていただきますようお願いいたします。 【環境局 資源循環推進部 産業廃棄物指導課】
4	○明照寺地下道の漏水問題 ほぼ1年中、地下道の入口坂道から中まで水が漏れて溜まっている。 夏場は濡れてコケが生え滑りやすくなっている入口の下り坂で自転車の人が転んでいたり、地下道の中では水が溜まっていて歩行者が困っていることがよくあるため、現状の改善をお願いしたい。 また、地下道の中では不法投棄も後を絶たず、夜間は常に車が駐車しているなど、安心して通行できる状態にないため、防犯カメラを設置するなど安全対策をお願いしたい。	【地下道について】 ご指摘いただきました地下道の苔の発生については、転倒の危険もあることから重要なご意見と受け止めております。当該地下道につきましては、現在、定期的に清掃を実施しており、今後も安全確保に努めてまいります。苔の繁茂状況などについては現地を再度確認し、必要に応じて早めの対応を検討いたします。 また、地下道の中で水が溜まってしまいう状況については、引き続き側溝の清掃など対応を行ってまいります。 今後も地域の皆様の声を大切にし、安心して通行いただける環境づくりに努めてまいりますので、引き続きご協力のほどよろしくお願い申し上げます。 【建設局 南部建設事務所 道路維持課】 【防犯カメラについて】 本市では、人通りが多く犯罪が起こりやすい駅前広場等を中心に「街頭防犯カメラ」を設置しております。駅前周辺以外の地域につきましては、日頃の地域防犯活動を補完する一手段として、自治会が設置する「地域防犯カメラ」の設置支援・助成を行っております。該当自治会で「地域防犯カメラ」の設置を御検討の際は、市民生活安全課まで御相談いただきますようお願いいたします。 また、不審者や不審車両を見かけた際は、すぐに警察へ通報いただきますようお願いいたします。 【市民局 市民生活部 市民生活安全課】

No	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
5	○大門小、美園北小周辺通学路草刈り 昨年、3回程草刈りの依頼をさせていただきましたが、必ず生えてきますので、連絡しなくとも定期的に作業を行っていただけますとありがたいです。（特に大門北交差点付近のホテルの足場が何ヶ月も組んであり、草が伸びますと道幅が狭くなり危険であります。美園北小側に関しましては、依頼後、実際の作業までに数ヶ月かかりました。）	ご指摘いただきました①④地点につきましては、依頼をいただかなくとも定期的に年間2回（6月頃と10月頃）の除草をさせていただいております。 ②③地点につきましては、従来は依頼をいただいてから現地確認後、業者へ指示を行っていましたが、今後につきましては、パトロールを実施し、定期的な除草をしてまいります。 【建設局 南部建設事務所 道路維持課】
6	○美園側、サッカーボール通り、線路側通りの車両速度について 過去にも市議会議員含めご相談させていただきましたが、こちらの道路に関しては2026年9月にゾーン30プラスの指定となるのでしょうか。	当該地区におきましては、令和8年度のゾーン30プラス整備に向け、現在設計を進めているところです。今後、道路管理者や交通管理者、教育委員会で合同現場調査を実施し、カラー舗装や物理的デバイス等の安全対策内容を検討してまいります。 【建設局 土木部 道路環境課】
7	○防犯役員、交通役員の不足、高齢化について 長らく防犯役員をなさっていたいただいた方々が、高齢に伴いお辞めになり、その後募集しても新しい役員が見つかりません。 交通役員におきましても新しい方が見つからず、10年以上なさっていたいております。青バトに関しても高齢者様の運転が気になる場所でもあります。 地域安全講演会や学校のPTAでは、ながら防犯の推奨をされていますが、フルタイムで働く親御様はなかなか難しいかと存じます。 本田側の地域は小学生の減少に伴い、朝の通学時には有償ボランティア様にご協力いただき、子どもの安全を守っていただいています。 今後民間の警備等の利用、活用も視野に入れていただけますと幸いです。	【防犯役員について】 地域の防犯活動の担い手不足や高齢化につきましては、本市としても課題と認識しており、効果的・効率的な防犯活動が求められているところでございます。 本市では、地域防犯活動の補完のため、地域防犯カメラ設置助成金として、自治会が設置する防犯カメラに対し助成金を交付しております。民間警備会社等の利活用の御提案につきましては、現状は検討しておりませんが、今後の各防犯施策の参考にさせていただきます。 【交通役員について】 地域の交通安全活動においても、活動の担い手不足や高齢化が課題となっております。本市では朝の通学時に有償ボランティアである交通指導員にご協力いただき、立哨指導を実施しております。 交通指導員を確保するため、市ホームページを活用して活動内容を紹介するなど周知に取り組んでまいります。 【市民局 市民生活部 市民生活安全課】
8	○回覧文書を折り畳んで郵便受けに入れられるような「やわらかい材質のファイル」の作成について（相談） 現在提供されている硬い材質のしっかりした形状のバインダー付き回覧文書挿みですと入りきれない小ぶりの郵便受けがありますので、回覧文書を折り畳んで（または丸めて）ポストに入れられるような「やわらかい材質の回覧板ファイル」を作成していただけないでしょうか。 留守宅の場合、郵便受けに回覧物を投函しておりますが、ポストからはみ出してしまう小ぶりのポストですと、雨の日には回覧板を収納するビニールケースのジッパー部分から水が浸み込んでしまう状況があるようです。 ご検討いただけるとありがたく存じます。	日頃から、市より送付させていただいているチラシの回覧やポスター掲示にご協力をいただき、ありがとうございます。ご相談いただきました「やわらかい材質のファイル」につきまして回答します。市が作成する回覧板の現状といたしましては、令和6年度は予算の関係から作成を行っていませんでしたが、令和7年度は従前のビニール製の回覧板を作成する予定です。ただしこちらにつきましても数に限りがあるため、破損等があった場合にのみ順次交換させていただく状況です。このため、「やわらかい材質の回覧ファイル」につきましては、新たに作成予定はございませんが、貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。 【市民局 市民生活部 コミュニティ推進課】
9	○カーブミラー増設のお願い 現在あるカーブミラーに追加で反対側にも付けていただければと言う要望が、地元住民や近くにあるしらせ幼稚園園長様、保護者様他から沢山自治会に寄せられておりますので、ご検討して頂きたいと思います。（別紙地図議題No.9参照）	ご要望のカーブミラー増設につきましては、くらし応援室と浦和東警察署交通課、道路安全対策課にて現場診断を6月17日（火）に実施いたしました。 現場診断の結果、注意喚起看板の設置、路面表示の修繕、信号機の時差式化の検討を進めていくこととなりました。 【緑区役所 くらし応援室】
10	○交通事故が多い 別紙地図 議題No.10 ①交差点 ②交差点 ③交差点 事故防止の対策を講じてほしい。	ご要望の交差点につきましては、令和7年5月20日（火）に現地を確認いたしました。 各交差点において、次の交通安全対策を実施いたします。 ①交差点について 路面表示（指導停止線及びドット線）を修繕し、注意喚起いたします。 ②交差点について 交差点である事を注意喚起するためにソフトサインを設置いたします。 ③交差点について 交差点である事を注意喚起するためにソフトサインを設置いたします。 【緑区役所 くらし応援室】
11	○道路の整備 地区内は市街化調整区域のため昔ながらの狭い道が多く、有事の際に消防車や救急車などの通行も妨げる状況になっている。埼玉スタでのサッカー開催時の渋滞問題や中学生が通る狭い自転車通学路もあり、道路の拡幅が必要と考えるが、居住者の年齢層も高齢化が進み、「暮らしの道路整備事業」は認識しているが、道路の拡幅など行政主導でできないか検討して欲しい。 なお、別紙地図議題No.11の場所に「止まれ」等の標識を設置して欲しい。	【道路の拡幅について】 生活道路の道路拡幅を行政主導では行っておりません。拡幅をしたい道路がある場合は「暮らしの道路整備事業」の要望を提出していただく必要がございます。 「暮らしの道路整備事業」は、路線沿線の皆様から、さいたま市に土地を寄付していただくことが前提となっている要望事業のため、ご要望の場合は、沿線の皆様とご相談していただくようお願いしております。 【建設局 南部建設事務所 道路安全対策課】 【道路標識について】 ご要望の一時停止線の設置につきましては、所管が浦和東警察署交通課となります。このご要望内容を5月30日（金）に浦和東警察署交通課の担当者に伝えました。 【浦和東警察署】

No	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
12	○道路の修復 地区内の生活道路は狭い道が多いが、道路の穴や舗装の端が崩れている箇所が多く、常にタイヤのパンクを伴う危険な状況となっているので、狭い道でも定期的にパトロールをして道路の補修をお願いしたい。 また、個人で通報できる「まちバト」も認識しているが、自治会内で回覧できるようにパンフレットなどでもっと積極的に周知をして欲しい。	【道路の補修について】 定期的にパトロールをして道路の補修を行って参ります。なお、道路の補修箇所がありましたらお手数をおかけしますが「まちバト」等によりご連絡をお願いいたします。 【緑区役所 ぐらし応援室】 【まちバトについて】 自治会内での回覧を行う予定はございませんが、関係課の窓口においては、案内チラシを設置しております。また、市HPの各種関連ページや、広報課X(旧Twitter)を活用し、「まちバト」に関する情報を発信し、周知に努めているところであります。 【建設局 土木部 道路環境課】
13	○美園北小交差点歩車分離式信号化 昨年の美園北小SSN(スクールサポートネットワーク)協議会にて、美園北小の児童数が多いこと、そしてサッカー開催時には歩行者の通行が延々と続き車もなかなか曲がることができません。子どもの安全、車の渋滞解消のためにも前向きにご検討いただけますとありがたいです。	ご要望の歩車分離式信号機の設置につきましては、所管が浦和東警察署交通課となります。このご要望内容を5月30日(金)に浦和東警察署交通課の担当者に伝えました。 【浦和東警察署】
14	(1)一時停止線、看板の設置 美園側ヤマダ電機からサッカーボール通りに入る所の一時停止線、目立つ看板の設置(停止せずに出てくる車両が見受けられるため)。 線も薄くなっているの、ご対応いただけますと幸いです。 (2)ドット線、看板の修復 美園駅北陸橋と合流する側道にあるドット線が薄くなっているの、ご対応をお願いします。また、看板も破損しているため、再設置をお願いします。	ご要望の交差点につきましては、令和7年5月20日(火)に現地を確認いたしました。 (1)について ご要望の一時停止線の設置につきましては、所管が浦和東警察署交通課となります。このご要望内容を5月30日(金)に浦和東警察署交通課の担当者に伝えました。 また、看板の設置につきましては、側道側には設置可能な場所が無いため、設置は困難ですが、サッカーボール通り側に注意喚起の看板を既に設置しております。 なお、ドットラインにつきましては、警察庁からの通知により、優先関係が明確でない交差点等には設置しないこととなっておりますので、ご要望の路面表示については修繕することが出来ません。ご了承ください。 【浦和東警察署】 【緑区役所 ぐらし応援室】 (2)について 路面表示及び看板の状況を確認しました。今後、修繕等を実施して参ります。 【緑区役所 ぐらし応援室】
15	○アライグマによる被害防止のポスターの作成について(依頼) ア。(伝聞情報)当自治会の会員からアライグマによる被害発生(自宅の天井裏にアライグマが入り込んでしまい、駆除業者により捕獲してもらった。また同所付近ではハクビシン出没の目撃情報もあり。)の報告があり、当該被害者が緑区役所の「ぐらし応援室」に相談されたものの、具体的な対応がなされなかったとのこと。 【発生場所:別紙地図 議題No.15】 その後依然として、数頭のアライグマが出没している状況が続いているため、自己防衛手段をとり、捕獲檻、捕獲罠を被害者自身が設置され、捕獲に向けた対応がなされております。 (当該被害者宅の現地に赴き、捕獲檻、捕獲罠の設置状況は直接確認しております) イ。(直接情報)その報告を受けた会長が、別途「被害防止のためのポスターを作成していただけないか」と「ぐらし応援室」に架電依頼したところ「ポスターは作成していない」との回答でありました。 それを受け、当自治会として実施できることは何であるかを役員間で相談し、別紙①の手製のポスターを急遽作成し、ゴミ集積所数か所に掲示する当面の対応を行ったものの、別紙②③に示す「東京都荒川区作成のポスター」のように何故、天下のさいたま市が市民の声を(全ての解決対応ができなくても、地域の住民に役所として出来ることは何なのか)真摯に汲み取る体制がとれないのか、はなはだ疑問と言わざるを得ません。 本件事例は、市長、区長のガバナンス、また、地域住民に対するCSが問われている事柄と考えますが、如何でしょうか。	鳥獣被害に係る鳥獣の捕獲及びポスター作成につきまして、ご相談をいただいた際に、寄り添った対応ができず、大変申し訳ございませんでした。 ア. 鳥獣の捕獲につきましては、緑区ぐらし応援室で受付を行っておりますが、鳥獣の駆除には免許が必要となりますため、所持者が居る浦和区ぐらし応援室へ連絡し、罠の設置と捕獲をさせていただいております。 イ. 鳥獣のポスター作成につきましては、市の取組みとなり、予算が伴いますため、6月4日(水)に環境局へご要望をお伝えさせていただきました。 市民からのご要望に丁寧に対応してまいります。 【緑区役所 ぐらし応援室】
16	○避難所に関する要望事項 当自治会においては間宮、北原を加えた3地域の自治会が合同で県立浦和特別支援学校を避難場所とした「避難所運営委員会」を設置し、緑区の各担当が共々毎年11月に訓練を実施しておりますが、防災倉庫も含め、大雨のときには校庭が水没してしまう低い土地にあり、実際に使用できなくなる可能性も高い状況にあります。 ひるがえって間宮ふれあい公園は3地区共有できる立地条件を備えており、また、最終処分場脇にあることから、排水浄化設備も共有することも考えられます。 よって、間宮ふれあい公園を避難所として策定していく検討をお願いしたいと思っており、協力の程願います。	本市では、学校や公民館などの公共施設を活用し、避難所を整備しております。 御要望の間宮ふれあい公園につきましては、今後、公共施設を建設する予定はなく、避難所として活用することは難しいと考えております。 【緑区役所 ぐらし応援室】

No	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
17	○緑区役所北側の空地の今後の利用計画 緑区役所北側の空地(緑区役所芝生広場)の利用計画があれば伺いたい。 また、広場を、例えば区民が喜ぶマルシェ的なものを開催するなど有効利用してほしい。 あわせて、隣地の消防署の跡地についても利用計画があれば教えてほしい。	【緑区役所芝生広場について】 緑区役所の芝生広場は、だれもが利用できる地域住民の憩いの場として開放しており、普段は子どもたちをはじめ多くの方が利用しております。また、団体での利用については、平日のみ利用できる許可制となっており、例として保育園の運動の場としても利用がされております。 今後の利用計画については、現在の運用の他、将来、緑区役所庁舎の大規模改修工事の際の仮設庁舎建設地としての利用が見込まれています。 マルシェの開催といった多くの方が利用するイベントでは、団体での利用を次の条件のもと許可しております。 (1) 区役所開庁日(休日開庁日を除く。))に行われること。 使用時間帯 4月から9月の間 午前7時から午後6時まで 10月から3月の間 午前7時から午後5時まで (2) 芝生広場の目的に適合しており、施設、設備、植栽等の管理保全に支障が生じるおそれのないこと。 (3) 使用責任者を置き、使用責任者による適切な管理が行われること。 (4) 楽器、マイク、スピーカー等を用いて音を発生させる行為について、近隣住民の日常生活の妨げとならない範囲で行われること。 (5) 物品の販売及び飲食の提供を伴う行為について、本市等が主催し、若しくは共催し、本市等から補助金等の交付を受け、又は本市等の後援を受けた事業であり、かつ本市等の職員が使用責任者を務めるものであること。 【緑区役所 区民生活部 総務課】 【緑消防署跡地について】 緑区の緑消防署跡地については、利活用について、現在検討しております。 引き続き、土地の経緯や周辺環境、地域ニーズを整理したうえで、その土地の公共利用の可能性や市場価値などの視点から、効率的、効果的に利活用がすすむよう検討してまいります。 【財政局 財政部 資産経営課】
18	○防災訓練や避難所でのマイナンバーカードでの受付について 国や県が考えることかもしれませんが、避難訓練で苦勞する項目に避難者の受付業務があります。避難所業務の第一歩の受付業務の負担軽減のため、マイナンバーカードを利用した受付システムの導入をお考えください。	避難所における受付のデジタル化は、受付時間を短縮でき、また、避難者情報を正確に把握できるようになるなど、避難所業務の効率化に有益であると考えております。他市での導入事例も参考にしながら、課題を整理し導入について、マイナンバーカードを利用した受付の他、二次元コードを使用した受付など検討してまいります。 【総務局 危機管理部 防災課】
19	○補助金手続きの簡素化、又は郵送/オンライン申請について 現在防災補助金及び防犯補助金の申請は、申請/請求/実績報告及びその他消防署の書類/警察署の書類(防犯協会保険手続き等)の準備で、最低でも年3+α回の役所通いが必要になっております。 現在は会長が申請業務をしておりますが、近い将来、他の自治会員に申請をお願いすることになります。 その時には会社を休まなくとも申請ができるよう、1回の申請又は郵送/オンラインでの申請ができるように簡素化をお願いしたい。 当自治会は自治会業務の負担軽減のため、結ネットを試験導入しました。結ネットでの電子申請ができるようになれば、よりありがたいです。(特に防災補助金の申請制度は複雑すぎます) 地域防犯活動助成金における防犯/パトロール実施時に加入する保険料の助成について、全国防犯協会連合会「団体総合補償保険制度」のみ助成対象となっているが、当該保険の保険期間は6月から翌年の5月となっており、4月中に手続きを終える必要があります。そのため、やむを得ず4月中に支払いをしていますが、自治会運営資金は余裕がないため、概算払で申請できるようにしてもらいたいです。また、こういった事例の取扱を助成金案内に明記する等わかりやすくしてほしいです。	【自主防災組織補助金】 自主防災組織補助金につきましては、補助金が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることから、予算の範囲内で公正に交付するため、さいたま市自主防災組織補助金交付要綱に基づき申請・実績報告・請求という手続きにおいて確認が必要な書類等の御提出をお願いしております。 現在の申請方法につきましては、各区役所総務課窓口だけでなく、郵送での提出も受け付けておりますので御利用ください。 今後は、メールを含めた電子申請についても検討を進めてまいります。 御不便をおかけしますが御理解の程よろしく願いいたします。 【総務局 危機管理部 防災課】 【地域防犯活動助成金】 ・地域防犯活動助成金の申請につきましては、期限を設けて、補助金関連書類を各区役所の総務課にて受け付けておりますが、申請や実績報告の際に、来庁だけではなく、郵送・メールでの書類のご提出も承っておりますので、緑区総務課担当へお申し出ください。 ・当該保険制度につきましては、毎月20日を申込締切日として、翌月1日から、翌年5月末までを対象期間とした中途加入の仕組みが設けられております。6月1日を始期とする年単位での加入でございますと、5月20日までの加入手続きが必要となります。 ・地域防犯活動助成金の内、当該保険料を概算払いしてほしいとのご要望ですが、当助成金は6月末を申請期限にしており、既に手続き済みであるなど、債務が確定している状態では、概算払いの適用はできません。ご要望に沿えず大変申し訳ございませんが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。 ・当該事例の助成金案内等への明記につきましては、次年度以降の検討課題とさせていただきます。 【市民局 市民生活部 市民生活安全課】 【結ネットについて】 ご意見をいただきました「結ネットでの電子申請」についてお答えします。 結ネットは、市が発信する電子回覧板機能、自治会内での地域情報共有機能、災害時の安否状況確認機能等を備え、自治会員全員が利用できるアプリとなっております。電子申請につきましては、パソコンやスマートフォンにて申請可能な「電子申請・届出サービス」をご利用いただきたいと思います。 【市民局 市民生活部 コミュニティ推進課】

No	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
20	○見沼代用水の土手の樹木の伐採や枝下ろし、危険箇所の修復について ①見沼代用水東縁の山口橋から見沼新田橋の間で、代用水の西側に縁石で囲まれた花壇のような所に植木が植えられている場所があります。旧浦和市時代に植えられた樹木ようですが、その後手入れがされていないため木々が大きくなり、枝折れや倒木が心配です。樹木の手入れをするとともに、不要な木々や枝の伐採をお願いします。 ②見沼代用水東縁の山口橋から見沼新田橋の間で、代用水の東側の見沼ヘルシーロードの一部と思われる場所で用水と道路を隔てる欄干が一部壊れていて危険な箇所があります。また欄干と道路の部分に桑の木や綿の木が生い茂り道の一部が狭くなっています。管轄はさいたま市なのか？代用水管理事務所なのか？県なのか？分からない箇所ですが、長らく放置されて危険な場所ですので、手入れや危険箇所の修復をお願いしたい。	①当該箇所につきまして、現在まで定期的な管理を実施しておりませんでした。今後、定期的な管理を実施してまいります。 【建設局 南部建設事務所 道路維持課】 ②いつも緑のヘルシーロードをご利用いただきありがとうございます。緑のヘルシーロード管理者の埼玉県さいたま農林振興センターです。ご迷惑をおかけしている樹木の繁茂については6,7月中に対応させていただきます。 また、欄干については現場を確認したのち対応を検討いたします。対応にはお時間をいただくことになるかと思いますが、よろしく願います。 今後ヘルシーロードに関する相談については、さいたま農林振興センターにご連絡いただけますと幸いです。よろしく願います。 【埼玉県 農林部 さいたま農林振興センター】
21	○ゴミ捨て場の対策について ゴミ捨て場に捨ててある古紙や金属を、市以外の車が持ち去っているのが見受けられるが、対策はどのようにすればよろしいか。	本市では、かん・古紙・繊維類につきましては、条例・規則により所有権が市に帰属するため、指定された者以外が収集所から持ち去る行為は条例に違反するものとなります。 市といたしましては、持ち去りの連絡をいただいた場合、持ち去り行為に関する情報の記録を取り、警察への情報提供を行い、パトロールの強化をお願いしております。 今後、持ち去りに関して不審な車両を見かけた際には、速やかに警察に通報していただきますようお願いいたします。その際は、①場所、②日時、③持ち去ったもの、④車両の特徴、⑤行為者の特徴 をご連絡ください。 また、持ち去り禁止の注意看板をお渡しくこともできますので、必要に応じてご連絡ください。 【環境局 資源循環推進部 廃棄物対策課】
22	○大間木調節池内 水没橋について 新型コロナウイルス感染拡大以降、当該橋は破損した状態で立入禁止措置が継続されています。また、一部の構造物が撤去された状態のまま放置されており、仮設措置や修繕の目途が立っていない状況です。 日常的に調節池の一部ベンチ部分を利用する住民、特に高齢者高齢者や児童の通行安全が懸念されています。また、ベンチで喫煙している方がいますが常に枯れ葉がありますので防火対策が必要です。 ・質問事項 (1)当該橋梁の破損に対する正式な管理部署と現在の対応状況を教えてください。 (2)撤去済み部分の今後の修繕、または撤去完了の予定時期はありますか。 (3)仮橋設置や代替動線確保など検討されていますか。 (4)調節池北側ベンチ設置部分の通行エリアにおいて、調節池側の土留め整備が未実施のため、路面の一部が流失し、道路との間に10～15cm程度の段差が生じています。安全上の観点から、当該箇所の整備を要望いたします。 (5)ベンチ北側にある柵内の自然木並びに調節池全体について、整備当時の「目的」を理解して整備した地元造園業者による維持管理を要望いたします。近隣住民として長年の丁寧な仕事を確認しております。最近の事業者は、投棄されている空き缶等があっても放置したままです。 (6)今後の調節池全体の整備計画、または橋梁更新の中長期計画があれば教えてください。 (7)調整池の区域についても、公園と同じく禁煙にしてください。	(1)橋梁は、南部建設事務所下水道管理課で管理しております。現在、橋は一部撤去しており、今後も順次撤去していく予定です。 (2)修繕の予定はありません。予算に応じて撤去していくため、撤去完了時期は未定です。 (3)仮橋設置や代替動線確保などは検討しておりません。 (4)今年度、段差解消修繕を予定しております。 (5)維持管理業務の業者は入札で決定しているため、市で特定の業者と契約することができません。維持管理者に適切な維持管理を行うよう指導してまいります。 (6)開発行為による調整池のため、調整池全体の整備計画、橋梁更新の中長期計画はありません。 (7)喫煙マナーの啓発について検討していきます。 【建設局 南部建設事務所 下水道管理課】
23	○東浦和駅周辺並びに臨時グラウンド入口(市買収済み公園用地の一部)について 東浦和駅舎や駅前には開設以来のままで、利用人口が増加しており、公共交通並びに行政の公共サービス施設の開設が求められている。 東浦和駅舎並びに駅前広場の狭小により「電車乗降客」「バス乗り場」「タクシー乗降場」「一般車両の乗降場」が限界点に達しております。住民の高齢化により公共交通の利便性は避けられません。 ・質問事項 市所有地「尾間木臨時グラウンド内空地」へのバス乗り場整備と合わせて東浦和駅周辺の再開発を再度要望します。	(1)見沼通船堀公園につきましては、国指定史跡の見沼通船堀と周辺の斜面林を取り込み、見沼田園の環境に調和した歴史と自然に触れ合える総合グラウンドとして整備することを目標としています。 今後設計等を行う際には、多くの方に利用されている既存のグラウンドやドッグランなどは緑区において貴重な空間であると認識しておりますので、既存の機能を残しつつ、魅力ある公園になるよう計画を検討してまいります。 【都市局 みどり公園推進部 都市公園課】 (2)現時点で、東浦和駅周辺において、市街地再開発事業を含め、まちづくりの具体的な検討はありません。 【都市局 まちづくり推進部 まちづくり総務課】 (3)東浦和駅前通りにおける歩道のバリアフリー化および無電柱化を進めてまいります。 【建設局 土木部 道路環境課】
24	○浦和レッズ戦「臨時バス」復活について コロナ禍より浦和レッズ戦開催時の埼玉スタジアム行「臨時バス」の運行が中止されています。 ・質問事項 浦和レッズ戦開催時の東浦和駅～埼玉スタジアム行の「臨時バス」復活を要望します。	クラブとしては東浦和駅発のシャトルバスについて運行再開の要望があることは認識しており、運行会社と協議を行っておりますが、バス運転手の労働時間についての基準見直しもあり、バスの運行に必要な運転手の確保が困難な状況であることから、現状では運行再開は難しい状況となっております。 【浦和レッドダイヤモンズ】

No	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
25	○住居表示変更について 昨年度にお尋ねしたところ、住民の要望に基づいて住居表示の変更が行える旨の回答がありました。 住居表示変更の要望を市へ提出してから、実際に住居表示が変更されるまでの期間はどのくらいでしょうか。	住民の皆様の要望に基づいた住居表示の変更を行うには、「さいたま市住所の表示の変更事業実施要綱」に定める諸要件を満たした要望書を提出していただく必要があります。 この要望書の提出にあたっては、住所の表示を変更する地域の住民や関係者の皆様から、多数の合意を得る必要があることから、一般的には、要件を満たすための合意形成にあたって一定程度の期間が必要になることが見込まれます。 また、要望書を提出いただいた後には、行政による地域住民に対するアンケート調査や住民説明会の実施、町名変更に向けた調査業務、町名町界審議会への諮問、住所の変更案の市議会への上程、住居表示実施にかかる諸業務(住所の付定や街区表示板等の設置等)などの行政手続きを経る必要があり、これにも複数年度を要することが想定されます。 これらの手続きに要する期間は、住所の表示の変更区域の面積や人口、地域住民の皆様の変更に対する意向などによって異なることから、一律の目安を示すことは困難ですが具体的な変更相談を受ける中で、期間を調整させていただくことになると考えております。 【市民局 区政推進部 住民記録戸籍担当】
26	○空き家対策 さいたま市の空き家対策の活動に関する条例等を参考に、会員からの相談に乗りたいので、さいたま市の取組状況についてお知らせください。 【駒前自治会での事例】 ①5年前の事例 隣家の方から、数年前に老人夫婦が亡くなりそれ以降は空き家となった。樹木が私道(共同道路)に垂れかかって勝手に伐採が出来ないと相談がありました。 区役所に相談に行きましたが、個人所有物であり勝手に市としては対応が出来ないと回答。 昨年、同所の状況を確認したところ門・ブロック塀が私道に傾斜しており倒壊した場合には危険な状態。 相談された隣家は転居更地処理されています。区役所に報告・相談済み。 ②昨年夏に高齢者一人暮らしの方が亡くなり空き家となった事例 数年前から駐車場の屋根に柑橘類の実が大量に枝葉と落ちて雨樋が詰まり、別の隣家に雨の日に迷惑をかけている。生存中は伐採していたが一昨年から猛暑が理由により作業者が見つからないとの回答で伐採が止まっています。 別の隣家では蜂・毛虫が発生することで孫に害が及ばないように殺虫剤を多用し対応している。 枝木を勝手に伐採したい程度が判らないとのこと。市道にも枝葉が垂れ下がりがワゴン車などは避けて通行している。	空き家の適正な管理は、「さいたま市空き家等の適正管理に関する条例」と「空家等対策の推進に関する特別措置法」により、所有者又は管理者の責務とされております。 ご相談、ご要望に際しましては、本市では「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、管理不全な空き家の現地や登記簿等を確認後、所有者又は管理者に対し、指導、勧告等を行っております。 対応できる範囲には限りがございますが、できる限り、市民の皆様に寄り添った対応をしてまいります。 【緑区役所 ぐらし応援室】
27	○新規・歩行者用信号及び横断歩道の設置 セブンイレブン(浦和大間木店)周辺には複数の信号及び横断歩道がありますが、一箇所だけ設置されておらず通行に支障を感じております。 歩行者の安全のため、歩行者用信号及び横断歩道の設置をご検討いただけますと幸いです。何卒よろしくお願いいたします。	ご要望の歩行者用信号及び横断歩道の設置につきましては、令和7年4月21日(月)にぐらし応援室と浦和東警察署交通課、道路安全対策課にて合同点検を実施いたしました。ご要望の横断歩道につきましては、埼玉県警において、既に設置が決定しており、歩行者用信号につきましては、設置する予定と伺っております。 【浦和東警察署】
28	○緑消防署西側道路の中央線について 緑消防署西側道路の中央線が薄くて見えないため、中央線を引いてほしい。	緑消防署西側道路の中央線につきましては、6月5日(木)に現地を確認し、中央線が薄くなっていることを確認しました。今後、中央線を再塗装して参ります。 【緑区役所 ぐらし応援室】